

## 【第2章（流動性カバレッジ比率）関係】

<算入可能適格流動資産の合計額>

### 【関連条項】第3条

第3条-Q1 算入可能適格流動資産の合計額の計算方法について、具体例を用いて示してください。

(A)

第3条第1項にあるように、算入可能適格流動資産の合計額は、①から③を足し合わせた金額から④及び⑤の金額を差し引いた金額となります。なお、①から③には、第46条第2項第1号のファシリティに係る資金流出額のネットティングの計算において使用した適格流動資産を算入できないことに留意が必要です。

- ①適格レベル1資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
- ②適格レベル2A資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
- ③適格レベル2B資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
- ④適格レベル2B資産の15パーセント上限に係る調整額
- ⑤適格レベル2資産の40パーセント上限に係る調整額

ここで、④及び⑤の金額を計算するためには、第3条第4項で定められる⑥から⑧の金額を計算する必要があります。これらの金額は、30日以内に満期が到来するレポ形式の取引等のうち適格流動資産を用いた取引を、仮に解消したとした場合の①から③の金額に相当します。

- ⑥レベル1資産調整後残高
- ⑦レベル2A資産調整後残高
- ⑧レベル2B資産調整後残高

まず、④の金額を計算します。④の金額は、第3条第2項にあるように、⑨の金額又は⑩の金額のうち小さい方の額（ただし、零を下回る場合には零）を⑧の金額から差し引いたもの（ただし、零を下回る場合には零）となります。

- ⑨  $\{(\text{⑥の金額} + \text{⑦の金額})\} \times 15/85$
- ⑩  $(\text{⑥の金額}) \times 15/60$

すなわち、以下の式で表されます。

$$(\text{④の金額}) = (\text{⑧の金額}) - \{(\text{⑨の金額}) \text{ 又は } (\text{⑩の金額}) \text{ のうち小さい方}\}$$

最後に、⑤の金額は、第3条第3項にあるように、以下の式で計算されます（ただし、零を下回る場合には零）。

$$(\text{⑤の金額}) = \{(\text{⑦の金額}) + (\text{⑧の金額}) - (\text{④の金額})\} - (\text{⑥の金額}) \times 2/3$$

具体的な数値例を用いて計算方法を示します。ここでは、以下のような金額を仮定することにします。

- ①適格レベル1資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額 15

②適格レベル 2A 資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額	25
③適格レベル 2B 資産の時価に適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額	140
⑥レベル 1 資産調整後残高	120
⑦レベル 2A 資産調整後残高	50
⑧レベル 2B 資産調整後残高	10

まず、④の金額を計算します。④の金額の計算に必要な⑨及び⑩の金額は以下のようになります。

$$(\text{⑨の金額}) = \{(\text{⑥の金額}) + (\text{⑦の金額})\} \times 15/85 = (120+50) \times 15/85 = 30$$

$$(\text{⑩の金額}) = (\text{⑥の金額}) \times 15/60 = 120 \times 15/60 = 30$$

④の金額の計算には、⑨の金額又は⑩の金額のうち小さい方の額を用いることとなりますが、この例の場合には同額となるため、⑩の金額を用いて以下のように計算します。ただし、計算結果が零を下回るため、④の金額は零になります。

$$(\text{④の金額}) = (\text{⑧の金額}) - (\text{⑩の金額}) = 10 - 30 = -20 < 0$$

次に⑤の金額を計算します。この場合も、計算結果が零を下回るため、⑤の金額は零になります。

$$\begin{aligned} (\text{⑤の金額}) &= \{(\text{⑦の金額}) + (\text{⑧の金額}) - (\text{④の金額})\} - (\text{⑥の金額}) \times 2/3 \\ &= (50+10-0) + 120 \times 2/3 = 60 - 80 = -20 < 0 \end{aligned}$$

最後に、算入可能適格流動資産の合計額を計算します。

$$\begin{aligned} (\text{算入可能適格流動資産の合計額}) &= \{(\text{①の金額}) + (\text{②の金額}) + (\text{③の金額})\} \\ &\quad - \{(\text{④の金額}) + (\text{⑤の金額})\} \\ &= (15+25+140) - (0+0) \\ &= 180 \end{aligned}$$

## 【第4章（適格流動資産）関係】

<デリバティブ取引に関する分別管理>

【関連条項】第15条第4号

第15条-Q1 デリバティブ取引等により担保を受け入れている場合、他の資産と区分別管理していないことが自由処分性の要件となっていますが、どのような場合を指していますか。

(A)

顧客からデリバティブの担保として受け入れた有価証券や金銭等を、自己が保有する有価証券や金銭等と分別管理していない場合を指します(金融商品取引法第43条の2参照)。

デリバティブ取引等の受入担保については、分別管理義務の対象から除外されており、かつ、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に自由に使用可能なものが自由処分性の要件を満たし、適格流動資産に算入可能です。この為、例えば、分別管理が求められる受入当初証拠金に関しては適格流動資産に算入することは認められません。

<中央銀行・中央政府以外の公共部門・中央清算機関への超過担保資産>

【関連条項】第15条第9号

第15条-Q3 基準日時点において担保として実際に用いられていない資産はどのように特定すればよいですか。

(A)

流動性不足が生じないように、中央銀行、中央政府以外の公共部門、中央清算機関に超過して担保を差し入れている場合、各拠点での営業終了時点で使用されていないその超過部分については、担保として実際に用いられていない資産として適格流動資産に算入可能です。ただし、これにはデリバティブ取引等に基づき差し入れている担保は含まれません。

契約において実際に担保として用いられていない超過部分を特定可能な場合においては、当該資産を超過担保とします。一方、契約において担保として用いられていない超過部分が特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である限りにおいて、銀行において超過部分の資産を任意に特定可能です。

レベル1資産、レベル2A資産、レベル2B資産、及びその他の資産を担保として差し入れている場合、まず、その他の資産を割り当て、次にレベル2B資産、レベル2A資産、最後にレベル1資産を割り当てることで、流動性カバレッジ比率を計算する上で有利に算定することも可能です。

## 【第5章（資金流出）関係】

＜海外営業拠点等が現地の中央銀行との間で行う中央銀行有担保資金取引＞

【関連条項】 第33条第2号、第5号

第33条-Q5 銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等が、現地の中央銀行との間で行う中央銀行有担保資金取引についても、第33条第2号に定める資金流出率を適用できますか。「流動性ストレス時においても取引の継続が制限されないと認められるもの」とは何を意味しますか。

(A)

原則として、第33条第2号に定める資金流出率を適用できるのは日本銀行との取引に限定されますが、例外的に海外営業拠点等が、現地の中央銀行と行う取引であっても、流動性ストレス時においても取引の継続が制限されないと認められる場合には、第33条第2号に定める資金流出率を適用可能です。

ここで、「流動性ストレス時においても取引の継続が制限されないと認められるもの」とは、銀行特有の要因や市場全体の要因により引き起こされた流動性ストレス時においても、現地の中央銀行との取引について、現地の金融機関等と同等なアクセスがあると認められる場合を指します。海外営業拠点等が、現地の中央政府若しくは中央政府以外の公共部門と行う取引についても同様です（第33条第5号）。

＜当初証拠金の取り扱い＞

【関連条項】 第35条、第36条、第40条、第41条、第42条、第43条、第67条

第35条-Q6 デリバティブ取引等に係る資金流出額及び資金流入額の計算において、当初証拠金の取り扱いを説明してください。

(A)

デリバティブ取引等に係る資金流出額及び資金流入額の計算において、当初証拠金はそれぞれ以下のように取り扱います。

- 第35条に定める「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」及び第67条に定める「デリバティブ取引等に係る資金流入額」の計算において、第35条第4項で担保資産とのネットィングを行うことが出来る旨が既定されていますが、これは変動証拠金のみに適用され当初証拠金には適用されません。
- 第36条に定める「デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額」の計算対象には、変動証拠金を含めていれば当初証拠金を含めないことも認められます。
- 第40条に定める「格下げ等に伴う資金流出額」については、担保契約にダウングレード・トリガー条項が付されている場合には計算対象に含めてください。
- 第41条で定める「担保の価値変動に伴う資金流出額」の計算において、分別管理される当初証拠金は第15条第4号に掲げる要件を満たさないことから、第41条第2項

第 2 号に掲げる額は零として下さい。

- 同様に、分別管理される受入当初証拠金は第 15 条第 4 号に掲げる要件を満たさず適格流動資産にそもそも含まれないことから、第 42 条に定める「超過受入担保に係る資金流出額」及び第 44 条に定める「受入担保の差替えに係る資金流出額」の計算は不要です。
- 第 43 条で定める「未提供担保に係る資金流出額」には、基準日時点で未決済となっている当初証拠金の額（取引相手方に対する差出分のみ。）を含めて下さい。

<時価の変動が著しいレポ形式の取引等>

~~【関連条項】 第 36 条~~

~~第 36 条-Q1 時価の変動が著しいレポ形式の取引等には、どのような取引が含まれますか。~~

~~(A)~~

~~デリバティブが内包されていることから時価の変動が著しいレポ形式の取引等を想定しており、例えば、いわゆるストラクチャード・レポが該当すると考えられます。~~

<デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額との関係>

~~【関連条項】 第 38 条~~

~~第 38 条-Q4 第 35 条の「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」とシナリオ法による時価変動時所要追加担保額に基づき計算した「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」の関係について教えてください。~~

~~(A)~~

~~基準日のデリバティブ取引等のポジションに対して、ストレスシナリオを仮定しなかった場合に生じる契約上の資金流出額が第 35 条の「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」、資金流入額が第 67 条の「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流入額」となり、両者の差額がストレスシナリオを仮定しなかった場合の純資金流出額となります。~~

~~一方で、第 38 条の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」に基づき計算した「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」は、ストレスシナリオ下で生じる差入担保等の追加による純資金流出額の増額分を意味しています。~~

~~したがって、両者は異なる現象に基づく資金流出を捉えるものであり、基本的に重複する部分はないと考えられます。もっとも、オプション契約などストレスシナリオ下において資金流出額が変動するような取引については、ストレスシナリオを仮定した場合と仮定しなかった場合の両方の純資金流出額を捉えることになるため（第 38 条-Q2 参照）、そうした取引に限定して、第 38 条の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」に基づき計算した「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」には、両者の差額を計上することとします。~~

## 【第6章（資金流入）関係】

＜他行への預け金の扱い＞

【関連条項】第64条第2項、第73条第3項第2号

第64条-Q2 他行への預け金についても、貸付金等の回収に係る資金流入額の計算に含めることは可能ですか。
--

(A)

貸付金に限らず他行預け金（中央銀行等への預け金を除く。）についても、30日以内に銀行又は連結子法人等が引出可能な場合には、「貸付金等の回収に係る資金流入額」に含めることは可能です。

但し、コルレス銀行である海外金融機関に設けた外貨の決済口座であるノストロ・アカウントについては、第73条第3項第2号に基づき、0%の資金流入率が適用されます。しかしながら、業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において30日以内に引き出される蓋然性が極めて高いと銀行又は連結子法人等が推定可能な部分の額については、「貸付金等の回収に係る資金流入額」として100%の資金流入率の適用が可能です。